

## 利根町教育委員会定例会会議録

令和3年6月30日 午後3時30分開会

### 1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君
委 員	卷 島 久 君

### 1. 欠席委員

な し

### 1. 出席事務局職員

学校教育課長	中 村 寛 之 君
指 導 課 長	池 田 恭 君
生涯学習課長	桜 井 保 夫 君
学校教育課長補佐	布 袋 哲 朗 君
文化センター副所長	弓 削 紀 之 君
学校教育課係長	辰 尾 尚 美 君

### 1. 議 事 日 程

#### 議 事 日 程

令和3年6月30日（水曜日）

午後3時30分開会

- 日程第 1 報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告について  
報告第 18 号 教職員の休暇等の専決処分について  
報告第 19 号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第2号）教育関係予算の  
意見の申出に係る専決処分について  
報告第 20 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和3年6月分）につ  
いて
- 日程第 2 議案第 15 号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担  
相当額補助金交付規則の制定について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告について  
報告第 18 号 教職員の休暇等の専決処分について  
報告第 19 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算（第 2 号）教育関係予算の  
意見の申出に係る専決処分について  
報告第 20 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和 3 年 6 月分）につ  
いて
- 日程第 2 議案第 15 号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担  
相当額補助金交付規則の制定について
- 日程第 3 その他

---

午後 3 時 30 分開会

○**教育長（海老澤 勤君）** お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

ただいまより、令和 3 年 6 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日、ご審議をいただき議案は、専決処分を含む報告 4 件、議案 1 件の計 5 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 17 号 教育委員会職員人事異動の報告及び報告第 18 号 教職員の休暇等の専決処分につきましては、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき、非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** ただいまご承認いただきましたので、報告第 17 号及び報告第 18 号を非公開といたします。

---

○**教育長（海老澤 勤君）** では、日程第 1、報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○**教育長（海老澤 勤君）** ないようですので、報告第 17 号 利根町教育委員会職員人事異動の報告につきましては、原案のとおり承認いたします。

---

○**教育長（海老澤 勤君）** 続きまして、報告第 18 号 教職員の休暇等の専決処分についてを議題といたします。

(「非公開」により省略)

○**教育長(海老澤 勤君)** ないようですので、報告第 18 号 教職員の休暇等の専決処分につきましては、原案のとおり承認いたします。

○**教育長(海老澤 勤君)** 続いて、報告第 19 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算(第 2 号) 教育関係予算の意見の申出に係る専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長(中村寛之君)** それでは、報告第 19 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算(第 2 号) 教育関係予算の意見の申出に係る専決処分についてご説明いたします。

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 29 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

1 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款 15 県支出金、項 3 県委託金、目 3 教育費県委託金は、9 万円を減額するものです。これは学力向上サポートプラン事業委託金で、小学校での学びの広場サポートプラン事業が令和 2 年度で終了になったことによるものでございます。

2 ページ目をお開き願います。

款 20 諸収入、項 4 雑入、目 3 雑入、節 5 学校給食費で 1,827 万円を減額するもので、これは令和 3 年 7 月分から 12 月分の小中学校の給食費を免除することにより、新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けている子育て世帯の支援をするものです。

なお、この費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応するものでございます。

3 ページ目をお開き願います。

次に、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費は、135 万 8,000 円を増額するもので、学校給食運営事業は、歳入でも説明しました小中学校の給食費を令和 3 年 7 月分から 12 月分を免除することに伴い、町外の学校等に通っている児童生徒分についても同様の支援をするため、学校給食費補助金を計上するものでございます。

目 4 教育研究指導費は、9 万円を減額するもので、学力向上推進事業は、歳入でもご説明しました小学校での学びの広場サポートプラン事業が令和 2 年度で終了になったことにより、謝礼を減額するものでございます。

4 ページ目をお開き願います。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費は、156 万円を増額するもので、小学校運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校の手洗い場にノータッチ式のハンドソープ用ディスペンサー、シャボネットの購入費でございます。内訳としましては、文小学校が 39

台、文間小学校が 26 台、布川小学校が 38 台になります。

次に、項 3 中学校費、目 1 学校管理費は、94 万 3,000 千円を増額するもので、中学校運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学校の手洗い場にノータッチ式のハンドソープ用ディスペンサー64 台とシャボネットの購入費用でございます。

次に、項 4 社会教育費、目 2 文化センター費は、7 万 9,000 円を増額するもので、文化センター管理事業は、公用車 1 台の車検時の費用でございます。

目 8 図書館費は、49 万 5,000 円を増額するもので、図書館管理・運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館にパーテーションを設置する工事費用でございます。

5 ページをお開き願います。

目 9 コミュニティセンター費は、1,650 万円を増額するもので、コミュニティセンター管理事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、空調機を換気が可能な空調機に更新する工事でございます。

説明は以上でございます。

**○教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

**○委員（石井 豊君）** 学力向上推進事業で、令和 2 年度に終了ということで、それぞれ歳入と歳出 9 万円を減額しているのですが、そもそも上げる必要がなかった予算だったのか、それとも途中で令和 2 年度に終了したのかというところが、まず 1 点です。

それからもう 1 点が、文化センター費で公用車 1 台の車検代として 7 万 9,000 円増額しているのですが、予算の上げ忘れだったのでしょうか。もし分かっていたら、当初予算に上げるべきだったのかなと思うのですが、説明をお願いいたします。

**○指導課長（池田 恭君）** 学力向上推進事業につきましては、最終的に決まったのが、今年度の 4 月ということもあり、補正予算での対応ということになります。

**○生涯学習課長（桜井保夫君）** 車検代につきましては、これは新車の軽自動車でございます。普通、新車の最初の車検は 3 年後と理解していたところが、これは軽の貨物自動車でしたので最初の車検も 2 年ということで、上げ忘れでございます。

**○委員（石井 豊君）** 学力サポートについては、予算の計上後の確定ということで理解しました。車検についても、当初は 3 年だと思っておりますので、それも分かりました。

**○教育長（海老澤 勤君）** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（海老澤 勤君）** それでは、報告第 19 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算（第 2 号）教育関係予算の意見の申出に係る専決処分につきましては、原案のとおり承認いたします。

---

**○教育長（海老澤 勤君）** 続きまして、報告第 20 号 利根町教育委員会後援名義の使用

承認（令和3年6月分）についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

**○生涯学習課長（桜井保夫君）** 報告第20号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について、令和3年6月分につきまして、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項及び利根町教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により報告するもので、2件の申請があり、承認をしたものでございます。

ページをめくっていただきまして、右側の別紙をご覧ください。

言語交流研究所ヒップファミリークラブが、7月24、25日に取手市福祉会館で、親子で参加できるワークショップ「多言語で世界に開かれた心を育む」を開催するものでございます。

また、同団体が7月29日から8月8日の期間に、オンラインで「夏休みは親子で朝活！世界の音楽とことばで遊ぼう!!」を開催するものでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（海老澤 勤君）** それでは、報告第20号 利根町教育委員会後援名義の使用承認（令和3年6月分）につきましては、原案のとおり承認いたします。

---

**○教育長（海老澤 勤君）** 続きまして、日程第2、議案第15号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

**○学校教育課長（中村寛之君）** それでは、議案第15号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的負担を抱えた学校等に就学している児童または生徒の保護者に対し、給食費の減免または給食費相当額を補助することについて、必要な事項を定める必要があるため、新たに規則を制定するものでございます。

それでは、今回提案いたしました規則につきまして、ご説明させていただきます。

1枚おめくり下さい。

第1条の趣旨でございますが、この規則は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的負担を抱えた学校等に就学している児童または生徒の保護者に対し、給食費相当額の補助金を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものです。

第2条は、この規則に用いられる用語の定義を定めております。

第3条は、補助対象者についてで、第1号の対象者は、学校給食の申込みをしていない児童または生徒の保護者、第2号の対象は、学校給食のうち、牛乳のみ申込みをしている児童または生徒の保護者、第3号の対象は、町外の学校等に就学している児童または生徒の保護者の方になります。

第4条は、補助金の額についてで、第1項第1号は児童（小学生）4,030円、第2号は生徒（中学生）4,600円になります。

第2項は、前項各号の額から牛乳代金を控除して得た額を上限とするとしております。

第5条は、補助金の交付申請について定めております。

第6条は、補助金の交付決定等について定めております。

第7条は、補則について定めております。

次に、附則についてですが、附則1は施行期日を定めており、令和3年7月1日から施行するものでございます。附則2は、利根町学校給食費条例施行規則の附則に、新型コロナウイルス感染症に伴う経済的負担軽減を目的に、第5条の規定にかかわらず、令和3年7月から令和3年12月までの学校給食の提供を受ける児童等の保護者等から、学校給食費を徴収しない。と附則4として付け加えるものでございます。

附則3は、第5条の規則による補助金の申請に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができるものでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長（海老澤 勤君）** 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○**教育長職務代理人（佐藤忠信君）** この給食費というのは、町内の学校以外に通っている児童生徒の方には、町外の学校に申請書を送るのですか。

○**学校教育課長（中村寛之君）** これにつきましては、その学校によって給食費の金額が違うため、あくまでも利根町に合わせることとなりますので、その方に申請していただいて、利根町分の相当額を振り込みするという形になります。

○**教育長職務代理人（佐藤忠信君）** 分かりました。利根町内の学校以外に、特別支援学校などに通っている人も対象ということですね。

それで、細かい話ですが、第1条に文言で「新型コロナウイルス感染症の影響により経済的負担を抱えた学校等」とつながっているのですが、経済的負担を抱えた学校なのか、保護者なのか分かりづらいので、「抱えた」の後に、カンマを打ったほうが良いような気がしました。

また、第2条の各項の説明が、「学校等」で1文字空いて書き出しているのですが、改行したほうが見やすいのではという気がしました。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 第1条の「抱えた学校等」の後のカンマにつきましては、法制担当に確認をしておりますが、「学校等に就学している児童又は生徒の保護者」につながるの、カンマはいらないとのことでした。

また、第2条の定義につきましては、「学校等」の後に1文字空いて、そこから書き出すというも法的に決まっておりますので、提案させていただきたいと思います。

○**教育長職務代理人（佐藤忠信君）** わかりました。あと3条1号の対象者で、「第4条に規定する学校給食の申込みをしていない児童又は生徒の保護者」とあるのですが、これは給食を食べていない児童生徒がいるということでしょうか。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 学校給食の申込みにつきましては、アレルギーがある方は学校給食を申し込んでおらず、お弁当を持ってきていただいておりますので、給食費相当額を補助するという形にしたいと思っています。

学校に通っていて給食を食べている方は、一月小学校は4,030円、中学校は4,600円を減免し、アレルギー等により学校給食を食べていない方についても同じ金額を補助します。

牛乳だけを飲んでいる方については、その額から牛乳代金を差し引いた金額を補助します。それ以外に、その他私立の学校、特別支援学校に通っている方につきましても、利根町と同等の金額を申請いただいた上で補助するという形で考えています。

○**教育長職務代理人（佐藤忠信君）** 分かりました。

○**教育長（海老澤 勤君）** そのほかいかがでしょうか。

○**委員（長岡純子君）** 外国籍のお子さんは、給食はどうなっているのでしょうか。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 牛乳だけ飲んでいる場合もあります。

その場合、牛乳代金は徴収してしまして、それ以外はお弁当を持ってきていただいている形になります。小学生であれば4,030円から、一月の牛乳代金を除いた金額を補助するという形になります。

○**委員（長岡純子君）** 分かりました。

○**教育長（海老澤 勤君）** そのほかいかがでしょうか。

○**委員（石井 豊君）** 該当者には教育委員会からピンポイントで通知を出さないと気がつかないと思うのですが、人数はある程度把握しているのでしょうか。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** まず、町内の給食を受けている方につきましては、申請をいただくことなく、全て名簿を確認していますので、徴収しないという形にしております。

利根町の学校に通っていない方につきましては、就学事務の台帳がございまして、既に保護者の方には通知を差し上げております。準備行為ということで、補助金の申請に関して必要な行為は、規則の施行前に行うことができますので、7月31日までに申請をしていただき、保護者指定口座に振り込むという形です。

○**委員（石井 豊君）** 分かりました。

○**教育長（海老澤 勤君）** その他、ご意見、ご質問などありますか。

○**委員（巻島 久君）** 様式第1号に申請書兼請求書の様式がありますが、利根町立小中学校以外に通う児童生徒というのは、具体的には、特別支援学校や私立に通っているお子さんでしょうか。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 特別支援学校や私立の学校に通っているお子さんもいますし、龍ヶ崎市など区域外で学校に行っている方もいらっしゃいますので、利根町以外の全ての学校になります。学校によっては、お弁当を作って持っていくところもあれば、給食を提供しているところもあると思いますが、その状況はこちらでは把握し切れませんので、基本的には町内と同じ額をお支払いするというので、統一させていただいています。

○**委員（巻島 久君）** 何ヵ月分かまとめて入金するのでしょうか。それとも、1ヵ月ごとの入金になるのでしょうか。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 基本的には、5ヵ月分をまとめの入金を予定しております。8月がないので、7月、9月、10月、11月、12月の5ヵ月分です。

○**委員（巻島 久君）** 2万円前後、入金されるということですね。

○**学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** はい。町内の方は徴収しないので、町内の学校以外の方は、まとめてお支払いします。

○**教育長（海老澤 勤君）** そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** それでは、議案第15号 利根町新型コロナウイルス感染症に係る学校給食費保護者負担相当額補助金交付規則の制定につきましては、一部改正ということで承認いたします。

---

○**教育長（海老澤 勤君）** 日程第3、その他、何かございますでしょうか。

○**委員（長岡純子君）** 先週と今日、学校訪問をさせていただきありがとうございました。去年からずっと学校行事もなく、子供たちがどんな環境で、どんなふうにご経過しているのかなということが知りたかったので、今回訪問して、先生方と子供たちの関係も良いですし、落ち着いているし、明るいのでとても安心しました。

私は今、環境問題が重要だと思っていますので、文間小学校では、素晴らしい授業を見せていただきました。タブレットも早速使っていて、映像で見れば子供たちもずっと記憶に残っていくのかなと思います。

先生方も、いじめや登校拒否の問題について一生懸命取り組んでいる姿が見えて、本当に良かったと思います。

以前は、学校訪問を議員さんと教育委員と一緒にだったので、別々に行くのであれば手間を取らせるので、議員さんたちも行っているのですしたら、一緒に行ったらどうかなと思いました。どうなのでしょう。去年からは、新型コロナウイルス感染症の影響で行っていないかもしれないですね。

○**指導課長（池田 恭君）** 確認はできていないのですが、昨年度は、議員さんと訪問は一緒には行っておりません。今年度もそういう問合わせもありませんので、現段階では予定はしておりません。実施するならば、1日で終わるような形で進められたらいいかと考

えています。

**○教育長職務代理者（佐藤忠信君）** 以前、議員さんたちと一緒にいていたこともあったのですが、議員さんたちがいる場と、教育委員だけで行く場とでは、話せる情報が変わってくるということで、切り離して行くようになったと思います。

議員さんたちがいると、なかなか本音が出なかったり、大人数で行くと、教室も入りづらく、時間がなくなるということで分けたという経緯もあります。

**○委員（長岡純子君）** 学校が負担でなければ、別々のほうが、私も理想だと思います。

**○学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 議員さんのほうも、厚生常任委員会や授業参観の時に学校にも協力していただいて、保護者と一緒に様子を見るということで、教育委員会とは別々になった経緯があります。

また、議員さんと教育委員さんが一緒に行かれると、3班ぐらいに分けて、大人数で回るようになり、子供たちもあまり集中できなくなったり、ふだんの様子が見られないこともあるということで、分けた経緯があります。

**○委員（長岡純子君）** 分かりました。学校の負担にならないようにできればと思います。

**○教育長（海老澤 勤君）** 今後の検討課題だと思います。学校の負担にならないことはないのだけれども、お客さんが来るということは、先生方も良い授業を見せたいという思いが当然あると思います。

**○委員（長岡純子君）** 教育委員としては、普段の学校の様子や子供たちの様子を見るのが一番だと思います。

**○教育長（海老澤 勤君）** そのほかありますか。

**○生涯学習課長（桜井保夫君）** それでは、令和4年度以降の成人式の開催につきまして、担当の弓削補佐より説明いたします。

**○文化センター副所長（弓削紀之君）** 資料に沿って説明したいと思います。

民法改正による令和4年度、令和5年1月開催の成人式以降についてのご説明いたします。

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。民法に基づき成人式を開催する場合は、令和5年1月の成人式は、18歳、19歳、20歳の3学年の方がまとめて対象になります。

ですので、成人式の式典参加対象を18歳から20歳とするか、今までどおり20歳とするかについては、最終的には、教育委員会により決定していただくこととなります。

今現在の近隣自治体の状況と、令和4年度以降の成人式開催の決定方法についてご説明いたします。

今現在、近隣自治体の状況ですが、20歳開催が多く、龍ヶ崎市、取手市、阿見町、河内町、美浦村、牛久市、土浦市、我孫子市、印西市が20歳での開催を予定しています。18歳での開催は、近隣自治体、今現在ございません。

別添資料としまして、新聞のコピーをご覧くださいますと、都道府県庁所在自治体ですが、47市区のうち8割を超す40市区が、20歳を対象に成人式を開催する予定となっています。

この20歳で開催するか、18歳で開催するかの特・デメリットとしまして、2枚目の資料、「参加対象による特・デメリット」をご覧ください。

20歳で開催の特としましては、従来どおりの開催となり、混乱を生じない。進学就職活動も落ち着き、参加しやすい。同窓会としての楽しみもある。

デメリットとしましては、現在行っている成人式の特になるかどうかというところなのですが、大学、就職で地元を離れている場合は、なかなか出席しづらいということが挙げられます。

あと、20歳で開催する場合は、成人式という名称ではなくて、「二十の集い」等の式典の名称も検討する必要が出てきます。

18歳での開催についての特ですが、民法に基づき、成年の節目に行うことができる。18歳で高校生の場合は、実家から通っている人が多いため、出席しやすい。

デメリットとしましては、18歳の1月開催は、受験・就職時期ですので、忙しくて参加しづらい。あと、進学・就職等により、家庭の金銭的負担が大きくなる。あとは、18歳ですので、18歳として同窓会としての楽しみが少ない。

また、その下の「令和5年1月のみ」につきましては、3学年が対象となり、出席人数が多くなり、コロナ対策、コロナ防止が困難になるというデメリットがございます。

1枚目に戻っていただきまして、「3.成人式の開催、決定方法」についてですが、令和3年6月16日に開催しました4委員会において、新成人18歳、19歳、20歳の皆さんによる検討委員会を開催しまして、その結果を教育委員会定例会に報告し、成人式の開催を決定していただくということで了承をいただきました。

ですので、検討委員会の組織については、委員数は各年齢15名、選任方法は、利根中学校からの推薦とし、今後のスケジュールとしましては、7月中に各年代の委員さんを選任しまして、8月から9月下旬にかけて、協議の内容、状況に応じまして2回程度の会議を開催いたします。

10月には、検討委員会での結果を教育委員会定例会で報告した上で、開催方法等の決定をしていただきたいと思いますと考えております。

説明は以上です。

**○教育長（海老澤 勤君）** 今後のスケジュールとしては、10月の教育委員会定例会で報告等を予定しているということですか。

**○文化センター副所長（弓削紀之君）** はい。

**○教育長（海老澤 勤君）** 何かご質問はありますか。

その他のその他で何かございますか。

**○教育長職務代理者（佐藤忠信君）** 前回と今日の学校訪問で、体育館が見られなかったのですが、以前ニュースで、中学校の体育館でバスケットゴールの老朽化が進んでいて、落ちてきて、大けがをしたということがありました。

文小学校は見させてもらいましたが、他の学校は見られなかったこともあり、体育施設の

確認をしていただければと思います。また、布川小学校の玄関にあったボールに空気が入っていなかったのが幾つかあったので、子供たちが安全に使えるようにしてほしいと思いました。

あと、例の八街市の事故ですが、今日のニュースで、総理大臣が通学路の一斉総点検をすると発表していましたので、通学路を安全に通えるよう、取り組みをしていただきたいと思います。

**○学校教育課長（中村寛之君）** バasketボールのゴール等については、一度、各学校を回って点検していきたいと思います。

それから、通学路の安全点検につきましては、この事故の前から竜ヶ崎工事事務所、警察と連絡調整しており、8月頃に点検を実施する方向で考えていたのですが、早めに合同点検を実施できるか、調整したいと考えております。以上でございます。

**○教育長職務代理人（佐藤忠信君）** 分かりました。

**○委員（長岡純子君）** 布川小学校を出て左に、四季の丘に行く田んぼの道は、今も通学路になっているのですか。

**○学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 四季の丘に抜ける通学路ですが、交通安全プログラムにも載せており、拡幅してほしいという話ですけれども、なかなか難しいということで、スピードを落とすよう路面表示をしていただいております。

四季の丘から布川小学校へ向かう電柱には、「児童注意」といった看板が設置されております。

そのほか、布川小学校ですと、布川神社を下りてから布川小学校に向かう道路についても、外側線がなくて危険だということで、昨年度点検をさせていただきました。最初は外側線を引き、緑のグリーンベルトを工事事務所にお願いをしたのですが、緑のグリーンベルトを引くとなると、相当な費用がかかるということで、昨年度は外側線をきれいに新しく引いていただいております。また、ニュータウンから生涯学習センター方向の県道にも「児童注意」の路面表示をしていただいております。

今回、千葉県の事故がありましたので、5月末に各学校に通学路の点検と報告をお願いし、県の工事事務所や建設課等に、合同点検の日程調整について通知を差し上げているところですが、まだ正式に国から通知が来ていないので、届き次第対応したいと思います。

**○教育長職務代理人（佐藤忠信君）** 分かりました。

**○委員（巻島久君）** 今、通学路の交通安全に話題になったので、確認ですけれども、利根消防署前の県道の歩道は、自転車通行可になっていて、中学生が通っているということですよ。

**○学校教育課長補佐（布袋哲朗君）** 両方とも自転車通行可になっていて、左側も右側も通学路になっています。

**○委員（巻島久君）** 分かりました。

**○教育長（海老澤勤君）** その他よろしいでしょうか。

**○委員（巻島 久君）** 新型コロナウイルス感染症については、ここ最近、龍ヶ崎市で大学生を中心に感染して、その影響かは分かりませんが、小学生と中学生にも感染者が数名出ている状況です。

新型コロナウイルスに感染したことによって、いじめの対象になったり、ワクチンを打つ打たないことによって、同じようないじめの対象になったりしてしまうことがないように配慮をお願いしたいと思います。

もし子供に感染者が出た場合、学校に登校したときに、あたたかい雰囲気迎え入れるとか、いじめの対象にならないように配慮をしていただければと思います。

ワクチン接種にしても、感染して学校に再登校するときの状況にしても、絶対いじめがあってほしくはないので、指導課長から学校に再度指導してもらって、そういうことが起きないように対応してほしいと思います。

**○指導課長（池田 恭君）** 巻島委員がおっしゃられることは、大変心配しております。現段階では、担任の先生、保健室の先生から新しい情報を伝え、子供たちには正しく行動できるように指導をしています。現に、現在も家族の中でPCR検査を受けた、あるいは濃厚接触者になったということで何日か休むお子さんもいますが、その子供たちが学校に戻ったときにはよく様子を見ており、その後何か大きな問題が起こったということは今のところありません。ですが、実際に本当に本人がかかった、あるいは、ワクチンを受けないというような内容が具体的にできると、確かに今後、心配が予想されます。

繰り返しになりますけれども、指導課としても、正しい情報を子供たちに伝え、また、繰り返し教員に伝えることで、子供たちが安心して登校できるようにしていきたいのと、万が一そういうことが起こったときには、SOSを出しやすい雰囲気を作る。あるいは、心のケアに当たれる体制が、指導課の相談員あるいはスクールソーシャルワーカー、カウンセラーも県から来ておりますので、そういった体制がある、相談窓口があるということを周知して、SOSを出しやすい雰囲気をつくるようにして、みんなで見守っているということを伝えていけるようにしていきたいと考えております。

**○委員（巻島 久君）** ありがとうございます。

**○教育長（海老澤 勤君）** 6月1日からワクチン接種が12歳まで下がりましたね。保健センターとも話し合って、利根町では集団接種として学校では打たない。これは、保護者の同意をもって、保護者同伴で個別接種をしてもらう。

それから、愛媛県の学校で、保護者向けの文書で、ワクチン接種をした方は授業参観に行っていないというような文書が出たらしく、急遽、それを教育委員会が取り下げたといったニュースがありました。そういった間違った情報で問題が起きないように対応していきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、令和 3 年 6 月の教育委員会定例会を閉会  
といたします。

ありがとうございました。

午後 4 時 50 分閉会